

# 横浜市都市美対策審議会 市民委員募集のご案内

-横浜の魅力あるまちづくりに市民の声を-

## 募集期間

令和7年3月4日  
～4月4日【必着】

## 募集人数

2名

## 概要

横浜市は、全国に先駆けて港や歴史文化、水緑など、地域ごとの資源を活用し、「都市デザイン」の取組を行ってきました。また「景観法」や「景観条例」もいかして、横浜の魅力を高める景観づくりの取組を進めています。

「横浜市都市美対策審議会」では、まちの美観や景観づくりなどの重要事項を審議するにあたり、これまでの自身の経験等を通じ、景観まちづくりへの興味関心を持ち、市民の代表として横浜を良くしていきたいという思いがある方のご意見を反映させるため、市民委員を公募します。

## 1. 横浜市都市美対策審議会について

都市美対策審議会は昭和40年に設置され、本市の都市デザイン活動の歩みとともに行われてきた審議会です。審議内容は主要な建築物の美観、形態及び色彩に関することなど。現在の委員数は13名、任期は2年です。

## 2. 審議会と部会

都市美対策審議会は委員全員が参加します。開催頻度は年に2回程度です。他に、4つの部会(政策検討・表彰広報・景観審査・措置命令)を設置しています。各委員はいずれかの部会の委員にもなり、部会開催時に参加します。

### 政策検討部会

都市デザイン施策に関する事項や大規模な開発事業等、主要プロジェクトにおける都市デザイン調整などを審議します。



例：特定都市景観形成行為に関する変更協議の協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区中区港町1丁目1番1他）（R6.8.27審議）

### 措置命令部会

景観協議での協議結果の遵守義務違反や景観計画区域内における個別案件に対する変更命令を審議します。

### 表彰広報部会

景観条例に基づく表彰や景観に関わる広報などを審議します。



例：第11回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の選考について（R5.12.21審議）

### 景観審査部会

景観条例に基づき、景観計画・都市景観協議地区の策定、関内やMM21地区などの都市景観協議地区内での景観協議、地区計画の策定（形態意匠制限）、特定景観形成歴史的建造物の指定などを審議します。



例：特定景観形成歴史的建造物の指定について（池谷家住宅主屋）（R6.8.6審議）

## 3. 現市民委員からの声



横浜を住んでよし、働いてよし、観光してよしの美しい魅力的な街にしていくために市民の見識、感覚は非常に重要だと思います。市民委員として真剣に街について考えることによって、さらに横浜への愛着が湧きます。



様々な分野の専門家の方と、横浜のまちの未来、市民の暮らしを真剣に考えることができたことは大変素晴らしい経験になりました。今後の仕事や活動にも活かしていきたいです！

# 応募条件

次のすべての条件を満たす方。(横浜市職員を除く)

- (1) 横浜市内に在住、在勤又は在学する方
- (2) 令和7年8月1日現在満20歳以上の方
- (3) これまでの自身の経験等を通じ、景観まちづくりへの興味関心を持ち、市民の代表として横浜を良くしていきたいという思いがある方

# 募集人数

2名

# 任期

委嘱した日(令和7年8月を予定)から2年間

# 応募方法

応募用紙に必要事項及び小論文(800字程度:テーマ「あなたが大切だと思う横浜らしさや、魅力的な風景」)を記入の上、下記の応募用紙送付先まで郵送又はEメールで提出してください。※FAXでの申込はできません。  
※応募用紙の電子データは、横浜市都市デザイン室のホームページでダウンロードできます。(右二次元コード)  
(ダウンロードした応募用紙に直接入力し下記送付先のEメールあてに添付ファイルとして送付するか、プリントした応募用紙にご記入の上ご郵送ください。)

▼横浜市都市デザイン室のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/design/>



# 募集期間

令和7年3月4日(火)～令和7年4月4日(金)【必着】

# 選考方法

本市職員により構成する選考委員会が選考を行います。応募の際に記載していただいた、応募用紙①、②による書類選考(1次選考)を行い、選考通過者に対して令和7年5月14日(水)、15日(木)(予定)に面接を行います。なお、1次選考の結果については、お申込みいただいた方全員に郵送又はEメールでお知らせします。(5月初旬)

【選考のポイント】

- ・景観まちづくりへの熱意・積極性、横浜市都市美対策審議会の設置目的の理解度
- ・景観まちづくりに対する理解、実現性がある議論ができるか
- ・様々な主体の立場や考え方に対する理解
- ・市民の代表としての視点
- ・論理的で前向きな姿勢・表現力

等

# その他

審議会の開催は年間2回を予定しています(不定期)。また、各部会も複数回開催されるため、合計で年間4～7回程度開催されます。審議会(部会も含む)に出席した場合、横浜市が定める額の報酬をお支払いします。

# 応募用紙送付先・問い合わせ

横浜市都市整備局企画部都市デザイン室  
「横浜市都市美対策審議会市民委員募集係」  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
TEL:045-671-2023  
E-mail:tb-toshidesign@city.yokohama.lg.jp

横浜市都市美対策審議会について、詳しくは  
ホームページをご覧ください。

(右二次元コード)



## 横浜市都市美対策審議会市民委員募集 応募用紙①

■氏名	■年齢 (令和7年8月1日現在)	■職業
(ふりがな)	歳	
	■性別	
	男 ・ 女	
■住所	■メールアドレス	
〒		
	■電話番号	
	( ) -	

■自己PRなど（小論文に記載した以外のことを御記入下さい。）

(志望動機)

(地域団体や企業・行政等の組織との協働や景観まちづくり活動の経験、その他自己PR)

